



つぶやき
がんちゃん

齋藤 廣勝

(さいとう ひろかつ)

株式会社トータルライフサポート
代表取締役

- ・CFP®サーティファイドファイナンシャルプランナー
- ・1級ファイナンシャルプランニング技能士
- ・日本商工会議所 年金・退職金等認定講師
- ・住宅ローンアドバイザー
- ・金融広報アドバイザー

年が改まり2022年がスタートした。「一年の計は元旦にあり」という言葉があるが、先月号で提唱した新年の目標設定・計画はされただろうか…?そもそも「一年の計は元旦にあり」とは、「その年にすべきことは、元旦に計画を立てるべきであり、何事もはじめに計画を立てるのが肝要である」という意味だ。もし飲んだくれて未だに済んでいないという方も、元旦でなければならないということはなく、今からでも決して遅くはない。なんだかんだ言っても「言うは易し行は難し」である。人はとかく、何かきっかけがないと事が進まないものだ。だからこそ意を決し、年の初めを有意義に活用したい。

では、計画とは言っても何の計画を立てるのか?計画というと、「収支計画」等の大それたもののようにも思えるが、そんなことはなく、趣味や旅行のことでいい。ある4人家族(小学生の子供2人)の旅行計画を紹介しよう。「家族で念願のディズニーランドに行こう」というものだが、そのやり方はというと、「家族全員で節約に努め、予定した生活費を下回った部分を積み立

てに回す」というもので、25万円になったら決行するとし、期間は定めなかった。期間を定めないと、ズルズルと緊張感のないまま推移し、なかなか達成に至らないような気もするが、結果として「期間を定めなかったこと」が成功した鍵だったのかもしれない。最初は小さな金額から始まり、「早く行けたらいいなあ」という願望的なものだったが、積立の金額が5万・10万円という金額になると、願望がだんだん現実味を帯び、目標達成に向けて勢いが出てきた。子供たちには欲しいものを我慢する意識が芽生えたほか、スーパーの買い物に行くと「ママこっちのほうが安いよ」と指摘され、はたまた、歯ブラシを啜って水を流しっぱなしにするパパは「エコじゃない」と叱られる始末だ。結果として2年足らずで25万円もの節約が出来てしまったのである。最初はなんとなくやっていたものが、ゴールが近づき「あともう少し」という段階になるとパワーが増すもので、こうなったら占めたものである。計画というのは、「期間だけではなく数値の設定ということもアリ」なことを教えてくれた。

何の計画を立てるか

「つぶやき」が長くなってしまった感はあるが、もう少し計画についてつぶやいてみよう。計画というものは、これについてという限定されたものではない。人それぞれに家族構成や職業などの生活環境は異なるし、そして想いも違って当然で、そこにある計画や目標設定も違って然りである。先にも書いた通り、趣味や旅行、ダイエットや禁煙などでも良い。禁煙については、自力での禁煙に失敗し、禁煙外来に通う人もいるが、その成功率は結構高いようだ。薬の効果などを否定するつもりはないが、私が思うに成功の最大要因は、「禁煙をしよう」との強い思いであり、その思いこそが「禁煙外来の受診」という行動に走らせたように思う。この本人の努力こそが何よりも尊い。私自身、偉そうなことは言えないが、仕事での計画・目標値が設定された事に關しては、その殆どが達成・実現しているような気がする。しかし、ことプライベートのこととなるとお恥ずかしい限りで、仕事に明け暮れていた感も否めない。連休などはゴールデンウィーク・お盆・正月くらいのもので、休みという週1の定休日であるが、それすら仕事が入ることさえある。そこで、今年はやを決し、1週間の休暇を設定し、車で放浪の旅をしようと考えている。このことは、正月明け早々に周りに宣言しようと考えている…。さて結果はいかに!?このような旅の計画だって立派な計画だ。皆さんも何か1つ計画を立てて、達成

保険と暮らしの相談センター

“ご加入中の火災保険は大丈夫!?”

近年、局地的な豪雨や落雷、竜巻、異常な大雪などにより家屋や家財の損害が増えています。現在ご加入中の火災保険でしっかり対応できますか?ぜひ補償内容をチェックしてみましょう!!

お気軽にご相談ください。

株式会社 トータルライフサポート

〒010-0916 秋田市泉北3丁目17-22

● 営業時間 / 9:30~18:00
(土・日・祝日は9:30~17:00)

● 定休日 / 水曜日

TEL 018-827-7611

FAX 018-827-7610

URL http://tis-akita.co.jp



詳細はホームページでも
ご覧いただけます。

・実現に向けて行動してみているかがだろうか？

■本題に戻ろう「就業不能保険」

冒頭から脱線した感はあるが、本題の生命保険編に回帰しよう。「就業不能保険」は、比較的新しい保障のタイプの保険商品である。日本における民間生命保険の一種である「就業不能(障害)保険」は、第三分野保険に該当する。「医療の高度化により、従来であれば助からない命も助かるようになった反面、半身不随や寝たきりなどの障害が残ったために働くことができない患者数が増えてきた背景を下に、2010年半ば頃から保険会社各社より発売されるようになった。この保険の保障はその名の通り「就業不能」であるが、医療保険が病気やケガによる入院や手術、三大疾病の一時金などの「医療費」をカバーするのに対し、就業不能保険は病気やケガにより「働けなくなった場合の長期的な収入減」をカバーするものであり、給料のように毎月一定金額を受け取る(一時金や年金で受け取るものもある)というような具合で、全くの別物である。では、どんな時に保障されるのか？「その定義を見てみよう。

「働けなくなった」と見なされる基準は、保険会社やその商品によって異なるため注意が必要だ。その条件は、

- ①入院や医師の指示による在宅療養
- ②「国民年金法」に定める障害状態の1級または2級と認定
- ③介護状態
- ④3大疾病、5大疾病での入院

といったものがある。さらには、これらの状態が「60日以上」「180日以上」などの決められた期間が継続した場合に支払われ、この期間内に収まる場合は支払対象外としていくものもある。どの商品を選ぶかは、「支払う条件」や「支払対象外期間の日数」等、保険会社や商品によって異なるため確認が必要だ。

■どんな方が必要とするのか？

保険の必要性に関しては、これまで何度も繰り返し言ってきたが、年齢・職業・家族構成などの環境によって当然に異なってくる。手厚い保障は、貰うことだけを考えたなら「多い方がいい」ということになってしまいが、ものには優先順位や費用対効果というものがある。「就業不能保険」を考える場合、サラリーマンなどの加入する健康保険で保障される「傷病手当金制度」、厚生年金で保障される「障害厚生年金」、国民年金で保障される「障害基礎年金」などの制度保障を理解する必要がある。適正な保障金額を設定するためには、これらの制度で保障される内容をまずは理解し、生命保険への加入はその延長線上にあるべきだ。では、「傷病手当金制度」とはいかなるものか？「健康保険には加入しているものの、その保障内容を知らずにいる人は少なくない。

■傷病手当金

傷病手当金は、「協会けんぽ」「組合健保」への加入者が病気やケガでの休業中に、被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、被保険者が病気

やケガのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されるというもので、支給される条件は次の通りだ。

①業務外の事由による病気やケガの療養のための休業であること

健康保険給付として受ける療養に限らず、自費で診療を受けた場合でも、仕事に就くことができないことについての証明があるときは支給対象となる。また、自宅療養の期間についても支給対象となるが、業務上・通勤災害によるもの(労災保険の給付対象)や病気と見なされないものは支給対象外となる。

②仕事に就くことができないこと

仕事に就くことができない状態の判定は、療養担当者の意見等を基に、被保険者の仕事の内容を考慮して判断される。

③連続する3日間を含み4日以上仕事に就けなかったこと

業務外の事由による病気やケガの療養のため、仕事を休んだ日から連続して3日間(待期間)の後、4日目以降の仕事に就けなかった日に対して支給される。待期間には、有給休暇、土日・祝日等の公休日も含まれるため、給与の支払いがあったかどうかは関係しない。また、就労時間中に業務外の事由で発生した病気やケガについて仕事に就くことができないう状態となった場合には、その日を待期間の初日として起算される。

④休業した期間について給与の支払いがないこと

業務外の事由による病気やケガで休業している期間について

生活保障を行う制度のため、給与が支払われている間は、傷病手当金は支給されない。ただし、給与の支払いがあっても、傷病手当金の額よりも少ない場合は、その差額が支給される。任意継続被保険者である期間中に発生した病気・ケガについては、傷病手当金は支給されない。

■支給される期間

傷病手当金が支給される期間は、これまでは支給を開始した日から最長1年6カ月であった。しかし、令和4年1月1日より、支給を開始した日から通算して1年6カ月に変わったが、支給を開始した日が令和2年7月1日以前の場合には、これまで通りとなる。

■支給される傷病手当金の額

1日当たりの金額Ⅱ各月の標準報酬月額÷30日×3分の2 ※支給開始日以前の継続した期間12カ月のもの

1例をあげると、標準報酬月額が30万円の方の傷病手当金の支給額は「66666円(月額)」となり、最長は通算して1年6カ月の支給となる。もっとざっくり表現すれば、それまでの平均的な給料の3分の2が支給されるということになる。ざっくりし過ぎか？！とまあこんな具合の制度であるが、国民健康保険の加入者にはこの制度は無いため、保険選択においては当然そのことを考慮しなければならない。

■来月号は

これまでは生命保険分野の解説だったが、損害保険分野の「所得補償保険」を解説しよう。